

65歳以上の公的年金受給者で、住民税を納税されている方へお知らせ

公的年金から、住民税が特別徴収(天引き)されます

公的年金受給者の納税の便宜や市町村の住民税徴収事務の効率化を図るため、個人住民税の公的年金からの特別徴収(天引き)制度が平成21年10月から実施されています。

特別徴収の対象となるのは、公的年金等に係る税額のみで、その他の所得に係る税額については普通徴収(個人納付)または給与からの特別徴収となります。

なお、今年あらたに特別徴収の対象になられた方については、10月の年金分から特別徴収が開始されますのでご注意ください。

※住民税の年金からの特別徴収制度は、納税方法の変更であり、この制度により新たに税負担が生じるものではありません。

※この制度に基づく住民税額は、その年の5月から6月にかけて市が決定(計算)し、年金保険者(日本年金機構など)へ個人住民税の特別徴収を依頼します。

◆年金特別徴収の仮徴収税額の算定方法の見直しについて(仮徴収税額の平準化)

年間の年金特別徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額(4・6・8月)を「前年度の特別徴収税額(年税額)の2分の1に相当する額とする」こととなりました。適用時期は平成28年10月1日以後に実施する特別徴収から適用となり、改正後の計算方法により仮徴収が行われるのは、平成29年度からです。なお、本改正は仮徴収税額の算定方法の見直しを行うものであり、年税額の増減が生じるものではありません。

特別徴収の対象になる年金

老齢年金・退職共済年金等

※障害年金や遺族年金は課税の対象ではないため、特別徴収の対象にはなりません。

特別徴収の対象となる方

今年4月1日現在65歳以上で年金を受給されている方のうち、前年の年金所得で住民税の納税分がある方

※老齢基礎年金等の給付年額が18万円未満の方、介護保険料を天引きされていない方、転出された方、などで、特別徴収の対象とならない場合もあります。

■問い合わせ 税務課 市民税担当 (内線 153・154・155)

あなたの行動で救える命があるかもしれません

9月9日は救急の日

皆さん9月9日が何の日かご存じですか？

9(きゅう)と9(きゅう)で「きゅうきゅうの日」、すなわち「救急の日」です。事故や病気で目の前の誰かが突然倒れたり、一刻を争う状況になったとき、あなたの行動で命を救うことができるかもしれません。この機会に、ご家庭でも救急について話し合い、いざというときに備えませんか。

救急時安心キットを配布しています

救急時安心キットとは日頃通っている病院や緊急連絡先などの情報を専用の容器に入れ、救急隊員が保管場所がすぐわかるよう、各家庭の冷蔵庫に保管するものです。(※保管場所は全国共通)これにより、病气やけがなどで救急隊員が駆けつけた時に容器の中の情報を確認して病院への速やかな搬送につなぐことができます。ぜひご利用ください。

■配布対象者

65歳以上の独り暮らしの方等

■問い合わせ

介護保険課 介護支援担当

☎ 231-4313

平成28年度(後期) 普通救命講習・再講習のご案内

救急車が到達するまでには、平均して8分ほどかかります。いざという時のためにも、普通救命講習に参加し、応急手当の知識と技術を身につけておきましょう。

■講習日時 普通救命講習

10月22日(土) 9時から

※各消防署で月1回開催します。詳細についてはお問い合わせください。

■講習会場 葦崎消防署

北杜消防署

■対象者 峡北消防本部管内

にお住まいの方または通勤・通学されている方。

■定員 各回20名程度

■申し込み・問い合わせ

葦崎消防署(救命担当)

☎ 231-1499

